

い。例へば世祖の皇太子眞金が阿八赤に學校に入ることを勧誘したので、阿八赤はこれに従つて蒙古學に入つたが、翌年阿八赤が入見すると、眞金は如何なる書を讀んだかを阿八赤に聞いた。阿八赤は習得した蒙古の書名を以て答へたところが、眞金は「我命汝學漢人文字耳云々」元史卷百十五 裕宗列傳と見える如きはそれで、この場合漢人の文字といふのはたゞ字だけを指したのでない事は勿論である。しかし前記度々の詔書に見ゆる蒙古字といふのは、かかる場合とは異つて、蒙古の國字で漢字の音を寫すといふて居るので、蒙古語を蒙古字で書くの義ではなく、漢地に對しては蒙古語を蒙古字で書くことを意味して居るに外ならぬ。自分はこの蒙古字の詔といふものをかく解釋しなければならぬと考へるのであるが、趙翼は元史程鉅夫傳に、至元二十三年⑩「奉詔求賢於江南。初書詔令。皆用蒙古字。及是帝特命。以漢字書之。」とあるを引いて、

可見是時詔令多用蒙古語。若非民間多通習。豈可以此詔之也。

といふて居る。當時蒙古語が漢民の間に或る程度まで行はれて居つたと見ることについては異存はないが(次下) 参看、程鉅夫傳のこの記事をかく解釋することは贊成し難い。これも矢張り蒙古字で漢語を寫した詔書、即ち前に引いた和禮霍孫の奏に對する詔に見ゆる種類のものを用ゐるのが定めであつたのを、この際賢を江南に求むるに當つて、その地方的の關係から、特に漢字で漢語を書いたと解釋すべきである。この時代漢民に降した詔勅の形式をその儘今日に残し傳へてゐる元朝の聖旨碑の中、蒙古字と漢字とを併せ有するものを見ると、その蒙古字は、⑪ 單に對應の漢字の音を寫したのに止まるものと、(二) 漢文に對應する蒙古語を書き付けたものとの兩種があり、その時代も至元年間から元末の時代までに亘つて居る。従つてこれに依つて判然この問題を解決する譯には行かないが、か